# 令和８年度第２回

# 岐阜県森林審議会議事録

開催日　　令和８年８月２５日（火）
場　所　　岐阜県図書館　特別会議室

岐　　阜　　県

１　出席者

＜委員＞８名（欠席委員３名）

大塚委員、大西委員、荻巣委員、桂川委員、鈴木委員、中原委員、三井委員、山内委員

＜県（事務局）＞１３名

長谷川林政部長、吉川林政部次長、垂見林政部次長
大島林政課長、深見森林活用推進課長、河本県産材流通課長、
小木曽森林経営課長、江崎森林保全課長、川畑技術総括監、
中村森林吸収源対策室長、二木木造建築推進室長、正村林業改革室長、
松田山地災害対策監

２　議題

（１）第４期岐阜県森林づくり基本計画の総括について
（２）第５期岐阜県森林づくり基本計画の骨子案について

３　配付資料

・資料１　第５期岐阜県森林づくり基本計画骨子案
・参考資料　第４期岐阜県森林づくり基本計画に基づく令和７年度施策の実施状況報告（案）

４　議事録

１４時００分開会

（事務局）
時間が参りましたので、令和８年度第２回岐阜県森林審議会を開催いたします。
はじめに、林政部長の長谷川よりご挨拶を申し上げます。

～林政部長あいさつ～

（事務局）
本日は委員 11 名中８名の方にご出席をいただいております。岐阜県森林法施行細則第 19 条第２項に定める会議の定足数に達しておりますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。
審議会の進め方についてですが、本審議会は審議内容の公平性、透明性確保の観点から公開により行うこととしております。
審議の内容、出席者名簿等につきましても、情報公開制度又は公文書自由閲覧制度により公開されますので、委員の皆様のご理解をお願いいたします。
なお、本日は、報道関係の取材がある場合もありますので、撮影についてご了承いただきたいと存じます。
議事に入る前に、本日の会議資料について確認させていただきます。

～資料確認～

（事務局）
岐阜県森林審議会運営内規第３条により、会議の議長につきましては、会長が務めることとなっております。
それでは、会議の進行を中原会長にお願いします。中原会長、よろしくお願いします。

～中原会長あいさつ～

（中原会長）
岐阜県森林審議会運営内規第９条の規定により、本日の議事録署名者に荻巣委員を指名させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

（中原会長）

それでは、議事に入ります。（１）「第４期岐阜県森林づくり基本計画の総括について」、（２）「第５期岐阜県森林づくり基本計画の骨子案について」、これらは関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

（事務局）※大島林政課長

～資料１に基づき「第４期岐阜県森林づくり基本計画の総括について」、「第５期岐阜県森林づくり基本計画の骨子案について」を説明～

（中原会長）

ただいま説明のありました議題について、ご質問等はございませんか。

（荻巣委員）

まず、事務局からの説明は簡潔で分かりやすく、理解しやすい内容でした。

資料６ページの「第５期計画の目指すべき方向性と柱ごとの主な施策」について、新規施策である「森林・林業で働いてもらい方改革プロジェクト」のうち、「①人材の確保と多様な働き方の導入」及び「②技術者の育成と事業体の体制強化」において、「事業体協同による」という、これまでにはあまり見られなかった新たな考え方が盛り込まれており、理念としては非常に意義のある取組であると感じています。

一方で、この考え方を実際の現場へ落とし込むと、地域ごとの事情や事業者間の従来からの関係性など、さまざまな課題も想定されます。

そこで、事業体協同による取組について、どのような形で実現を目指していくのか、具体的な取組内容や今後の方向性について、もう少し踏み込んだ説明をお願いします。

次に、資料 13 ページの「第２期県産材利用推進計画」について、現状と課題において、「輸入材からの転換促進」及び「県外需要の取り込み」が掲げられていますが、こちらも非常に重要な視点であると考えています。近年は世界的な物流の不安定化に加え、円安の影響も続いており、これまで輸入材や海外由来の資材が使われていた分野を県産材に置き換えていく好機ではないかと考えています。岐阜県として今後どのような分野や市場をターゲットとして県産材への転換や利用拡大を進めていく考えなのか、現時点でのアイデアや構想の段階でも差し支えないので教えていただきたい。

（事務局）※小木曽森林経営課長

事業体協同の取組について、お答えします。

まず、県内の森林技術者数は現在、概ね横ばいで推移しており、何とか現状を維持している状況であります。ちなみに、森林技術者数は「年間 30 日以上、木材生産等に従事した者」を対象として把握しているため、30 日未満の従事者については把握できておりませんが、一定数存在すると認識しております。

そこで、事業体協同の取組については、まず、このような林業の技術を持ちながらも仕事量が十分に確保できず、他の仕事と兼業しながら林業に従事している人材の掘り起こしを進めていきたいと考えております。また、林業に従事していても継続的な仕事の確保が難しく、県外へ働きに出ているような小規模事業体に所属している人材もいると考えられることから、そのような人材と人手不足に悩む事業体との連携を促進していきたいと考えおります。

一方で、委員からご指摘がありましたように、地域ごとの事情や事業者間の関係性など、連携を進めるに当たっての課題もあると認識しております。しかしながら、現時点ではそうした実態を十分に把握できている状況ではないため、来年度は時間をかけて実態把握を進めるとともに、必要に応じて外部専門家の力も活用しながら、調査・分析を実施し、どのような形で事業体間の連携を進めることができるのかを検討した上で、具体的な体制づくりを進めていきたいと考えております。

（事務局）※河本県産材流通課長

輸入材から県産材への転換促進及び県外需要の取り込みについて、お答えします。

県産材の更なる利用拡大に向けては、輸入材から県産材への転換を促進するとともに、県外、とりわけ愛知県を中心とした東海圏の需要を積極的に取り込んでいくことが重要であると考えております。

具体的には、岐阜県産材が歴史的に飛騨川や木曽川流域を通じて東海地域へ供給されてきたという強みを生かし、愛知県をはじめとする東海圏の工務店、消費者、デベロッパー等に対する PR を強化していきたいと考えております。

また、県内外で積極的に県産材住宅の建設に取り組む事業者を「ぎふの木で家づくり協力工務店」として認定するとともに、県産材を利用した住宅の新築・改修・リノベーションを行う施主への支援についても、現在設けられている県内と県外の支援内容の差を見直し、需要拡大につなげていきたいと考えております。

さらに、住宅分野における県産材利用の拡大に向けて、これまで利用が限定的であった横架材の活用促進にも取り組んでまいります。近年は外国産材と国産材との価格差が縮小していることから、県産材の活用機会は高まっていると認識しており、県産材を活用した優良事例の紹介に加え、設計者や住宅建設事業者が設計に反映しやすいよう、横架材として活用可能な県産材の寸法や規格、強度等の情報提供を進めることで、県産材の利用拡大を図っていきたいと考えております。

（大塚委員）

まず、多様性を高める森林づくりについて、これまでも繰り返し申し上げていますが、「多種多様の森林づくり構想」や生物多様性に配慮した森林づくりが、最終的にどのような森林像を目指しているのかが分かりにくいと感じています。

例えば、奥山については林業利用を前提とせず、長期的には自然林へ戻していくことを目指しているのか、あるいは広葉樹を資源として活用するなど林業利用も視野に入れているのか、その方向性を確認したいです。

また、広葉樹の苗木の生産体制構築が施策として示されていますが、例えば、スギ林内に広葉樹を植栽しても十分に定着しない場合があります。一方で、スギを伐採して自然更新に委ねれば広葉樹が侵入してくる可能性もあります。どのような方法が望ましいのかも含めて、森林づくりの考え方を教えていただきたいです。

さらには、CO2 吸収の観点から見ると、一般的にはスギ林の方が吸収量が大きいと考えられています。生物多様性の向上と二酸化炭素吸収の両立をどのように考え、100 年先を見据えてどのような森林を目指そうとしているのか、その考え方について伺いたいです。

次に、獣害対策について、今回の説明では、獣害への言及が比較的少ない印象を受けました。今後、ニホンジカの生息数はさらに増加する可能性があり、岐阜県では比較的標高が高い地域が多いことから現時点では影響が限定的な地域もあると思われますが、将来的には重要な課題になるのではないかと考えております。

また、クマを含めた野生動物との共存や被害対策についても、今後の森林づくりを進める上で重要なテーマになると考えております。この点について、どのように位置付けているのか教えていただきたいです。

（事務局）※小木曽森林経営課長

まず、生物多様性に配慮した森林づくりについて、お答えします。

県では、第３期岐阜県森林づくり基本計画において、当時、県内の人工林は約 30 万８千 ha ありましたが、このうち奥山など林業経営に適さない森林については、約 12 万８千 ha を針広混交林へ、約５万４千 ha を天然林へ誘導していく方針を示しております。これは、傾斜が 40 度以上の区域や既存の路網から遠く離れた区域など、林業経営の効率性が低い森林を対象としております。一方で、天然林であっても林業利用に適した場所については人工林として活用していく考えであります。

こうした基本的な方向性の下、人工林を天然林化する、あるいは針広混交林化していく取組を進めており、針広混交林化の一環として、森林・環境税を活用した伐捨間伐を実施してきましたが、一度に強度な施業を行うと別の問題も生じるため、段階的に進めているところであります。

また、昨年度から針広混交林化のモデル事業地を設け、従来の列状間伐だけでなく、群状間伐や帯状間伐など様々な手法を試行しております。その中で、広葉樹が自然に更新するのか、あるいは周辺に種子供給源となる広葉樹林がない場合には植栽が必要なのかなど、施業方法ごとの効果を検証しております。

現在、こうした知見の蓄積を進めており、令和 12 年度までに針広混交林化に関する

施業指針の暫定版を策定することを目標に取り組んでおります。

次に、獣害対策について、お答えします。

獣害対策のうち、捕獲に関する施策は主に県農政部が目標を定めて進めているため、林政部の取組が見えにくくなっている面があります。

しかしながら、シカの生息数は東濃地域でも増加していると承知しており、今後、再造林を進めていく上でも獣害対策は重要な課題であると認識しております。そのため、必要な予算を重点的に配分しながら対策を強化していきたいと考えております。

また、今年度から新たな取組として、林業事業者自らがシカを捕獲できる体制づくりへの支援を開始しました。具体的には、狩猟免許の取得支援や、くくり罠、センサーカメラ等の購入費用の一部助成を実施しております。現在は当初予算を上回る要望が寄せられており、現場の関心も高いと認識しております。

今後は、行政による捕獲対策だけでなく、林業関係者による主体的な獣害対策も促進しながら、県林政部としても基本計画の中で獣害対策をしっかり位置付けていきたいと考えております。

（中原会長）

針広混交林化に関する施業指針の暫定版を策定するとのご説明であったが、県林政部の目指すべき姿を明確にした上で、策定をするようお願いしたいと思います。また、過去には期待どおりの成果につながらなかった事例もあるため、同様の課題を繰り返すことのないよう、しっかりと検証した上で取組を進められることを期待します。

（事務局）※長谷川部長

先ほど針広混交林化についてご説明をさせていただきましたが、県林政部としても、これまで広葉樹を植栽しても十分に定着しない事例があるなど、森林研究所における実証研究も踏まえながら課題認識を持って取り組んでまいりました。

今回の取組では、委員から指摘のあった獣害対策にも着目し、針広混交林化を進めやすい条件を備えた山林がどのような場所なのかを検証するため、県内５か所にモデル地区を設置しております。その中で、獣害対策を適切に実施しながら効果を検証し、針広混交林化を進める上で有効な手法を見極めていく考えであります。

こうした検証結果を踏まえ、今後策定を予定している施業指針に反映できるかどうかについても判断していきたいと考えております。また、実際に針広混交林となっている山林についても参考事例として調査を進めており、市町村の協力を得ながら適地の選定や実証に取り組んでいるところであります。

これらの取組に要する予算については、県民の大切な税金を活用する以上、その効果を十分に検証しながら無駄のない執行に努める必要があると考えております。そのため、モデル事業によって得られた知見を活用し、将来的な普及展開につなげていきたいとお

思います。
　また、基本計画の策定に当たっては知事とも協議を重ねながら、県林政部としての考え方や方向性を共有しつつ、実際の施策展開を進めているところであります。

（中原会長）
　繰り返しになりますが、まずは県林政部の目指すべき針広混交林の姿を明確にしていただきたいと思います。また、針広混交林に対する知事のイメージを確認した上で、専門部局として、その実現には相応の時間を要することや、その理由について説明していただくことが重要だと考えます。

（三井委員）
　資料６ページに記載されている「森林・林業で働いてもらい方改革プロジェクト」という名称について、「働いてもらい方」という表現については、他の審議会等でも話題になることがありましたが、「もらう」という言葉には、他力本願、あるいは受け身といった印象を与える側面があり、人によってはマイナスのイメージを持つ場合があります。そのため、「働き方改革」や「働く環境改革」といった表現の方が、取組の趣旨をより適切に伝えられるのではないかと考えます。この名称については見た人が違和感を持つ可能性があるため、表現の見直しを検討していただきたいと思います。

（大西委員）
　現在、G-クレジットは主に建設業者が入札等における評価点の加算を目的として購入している状況であり、その需要によって一定の市場が形成されているため、販売も順調に進んでいると認識しています。
　一方で、今後、G-クレジットの創出量がさらに増加した場合、現状の需要だけでは吸収しきれず、売れ残りが発生する可能性もあるのではないかと考えております。
　そのため、建設業界以外の分野においても、G-クレジットを購入するメリットを明確化し、新たな需要を創出していくことが重要ではないかと思います。特に、建設業界以外の企業や事業者に対してG-クレジットの活用を広げ、市場を拡大していく必要があると考えおりますが、どのような取組を検討しているのか教えていただきたい。

（事務局）※中村森林吸収源対策室長
　委員ご指摘のとおり、需要先の偏在や将来的な需給バランスについて、県としても当初から課題意識を持っております。
　本年７月末時点の取引状況を確認したところ、これまでにG-クレジットを購入した事業者は延べ 401 者でありました。このうち 394 者、割合にして約 98％が建設業者であり、制度が建設業界に大きく依存している実態が明らかになりました。

また、建設工事における評価制度との関係から、５t-C02 以上購入すると評価点の加算を受けられる仕組みとなっており、購入実績を分析したところ、401 者のうち約 240 者、割合にして約６割が５t-C02 のみ購入しておりました。さらに、購入事業者の約 97%が県内の建設業者であり、現時点では非常に限定的な市場構造となっております。

一方で、売れ残りの状況については、これまで累計で 6,926 トンのG-クレジットを認証し、そのうち約 5,800 t-C02 が購入されていることから、認証量の８割以上が販売されている状況であります。販売状況としては概ね順調と評価しておりますが、認証量をすべて販売してしまうと、次回の認証までの間に購入希望者へ供給できなくなるため、常時 1,000 t-C02 程度の在庫を確保しながら運用しております。

今後については、無計画にクレジット創出量を増やせば売れ残りにつながる可能性があるため、創出側への支援だけでなく、需要開拓にも重点的に取り組む必要があると考えております。現在、商工会等の関係機関への働きかけを進めるとともに、各種展示会やイベントへの出展を通じて、建設業以外の民間企業との接点を増やす取組を進めております。

また、単なるカーボン・クレジットとしての価値だけでなく、森林の生物多様性保全や自然資本の価値と結び付けた、いわゆるネイチャーポジティブの要素を付加できないか検討を進めているところであります。森林の持つ多面的な価値を見える化することで、新たな需要層の開拓につなげていきたいと考えております。

（中原会長）

建設業以外の分野において、どのように活用していただけるのかを広く周知していかなければ、更なる発展にはつながらないと思いますので、その点も含めて取組を進めていただきたいと思います。

（鈴木委員）

資料 13 ページの「第２期県産材利用推進計画」について、現状や課題がよく整理されていると感じております。私は 45 年以上にわたり木材製品の流通に携わり、建築分野にも関わってきた立場から意見を申し上げたいと思います。

木材の主要な用途は依然として建築分野であり、県産材の利用拡大を図るためには、県産材を使用することのメリットを一般消費者へこれまで以上に分かりやすく伝えていくことが必要ではないかと考えております。輸入材から国産材への転換促進という方向性も重要だが、消費者に選ばれるための付加価値や魅力の発信がより重要になると思います。

一方で、木材価格は依然として低い水準にとどまっております。住宅価格はこの 40 年ほどで大きく上昇しており、かつて坪単価 40～50 万円程度だった住宅が、現在では 100 万円を超えるケースも珍しくありません。これは高断熱化や住宅性能の向上、設備

の高度化などによる影響が大きいと考えておりますが、その一方で木材価格は大きく上昇しておらず、他の資材や設備と比較すると価値が十分に価格へ反映されていないのが現状であります。

木材価格が上がらなければ、林業事業者や森林所有者へ利益を還元することも難しくなり、森林整備や再造林の推進にも影響します。この状況をどのように改善していくのかが大きな課題であると感じております。

また、資料で示されている大径材の活用について、今後、大径材の供給量が増加する見込みとされておりますが、約８年前に大分県を視察した際には、末口径 40cm を超えるスギ材が大量に滞留し、製材事業者が活用方法に苦慮していた状況を目の当たりにしました。大径材の活用を進めるとしても、それを加工できる製材工場や設備が十分に整っていなければ実際の利用拡大にはつながりません。大径材の製材には通常の製材とは異なる設備や体制が必要であり、現在の県内の加工体制で十分対応できるのかという懸念があります。

そのため、大径材の需要創出だけでなく、製材・加工設備や流通体制の整備も含めて施策を検討しなければ、計画の方向性が実効性を欠くものになる可能性があります。

（中原会長）

大径材を求める需要は以前に比べて減少しており、誰でも購入してくれる時代ではありません。集成材への活用など、大径材の需要拡大に向けた取組も考えられますが、岐阜県としてどのような方向性で大径材の利用を進めていくのかを十分に検討され、取組を進めていただきたいと思います。

（桂川委員）

県産材利用推進に関する資料 13 ページについて、非住宅建築物の木造化率向上に向けて、特に３階以上の中大規模施設での木造化を促進する方向性が示されていますが、３階建て以上の建築物になると、建築基準法への対応などから木材使用量は増えるかもしれないが、一方で木材本来の良さや魅力が薄れてしまうのではないかと懸念しています。東京や名古屋のような大都市では土地利用上の制約から高層建築の必要性がありますが、岐阜県において同様に３階以上の建築物を重視する方向が適切なのかについては、少し疑問を感じています。

非住宅建築相談センターについては、設計士にとって非常に有用な取組であり、評価していますが、設計士の間ではまだ十分に認知されていないと感じています。せっかく整備された支援体制であるため、今後は設計事務所や建築関係者に対する周知をさらに強化していただきたいと思います。

（事務局）※二木林業改革室長

建築相談センターについては、県木連の中に設置して運営しております。

県としても、問合せがあった際には相談センターを案内しておりますが、実際に相談したいと考えている設計者や事業者の方々に十分認知されている状況には至っていないと感じております。そのため、今後は相談センターの存在や活用方法について、より積極的なPRに取り組んでいきたいと思います。

また、３階以上の中大規模建築物の木造化については、ご指摘のとおり構造上の課題もあり、容易ではない面もあります。一例として、昨年完成した恵那南中学校の３階建て木造校舎があります。同校では柱や梁などで木材の魅力を感じられる建物となっております。現在は建築基準や木造設計技術の進展により、そのような形で木材を見せながら活用することも可能になっております。

県内における３階建て以上の非住宅建築物の木造化率は0.3%程度と極めて低い状況にあるため、まずはその割合を少しでも高めていきたいと考えております。

また、１階建て、２階建ての非住宅建築物についても木造化率は約 25%にとどまっており、こちらも引き続き拡大を図る必要があります。

今回、３階以上の中大規模建築物を重点項目として記載しているのは、特に木造化率が低い分野であるためであり、もちろん、利用しやすさの面では１階建て、２階建ての建築物の方が木造化を進めやすい部分もあるため、３階建て以上だけでなく、低層建築物を含めた幅広い木造化の推進に取り組んでいきたいと考えております。

（中原会長）

非住宅分野というと公共建築物のイメージが強いですが、住宅需要の縮小が見込まれる中、例えばコンビニエンスストアや自動車ショールームなどについては、新たな市場として十分に期待できるのではないかと考えます。

（事務局）※河本県産材流通課長

非住宅建築物については、公共の建物だけでなく民間建築物への県産材利用の拡大は非常に重要であると考えております。

そのため、今後はコンビニエンスストアやカフェ、企業のショールームなど、より幅広い分野で県産材利用を推進していきたいと考えております。

現在も、例えば大手ハンバーガーチェーンの店舗の木造化や、大手コーヒーチェーン店、自動車ディーラーにおいて県産材の備品導入を進めております。

こうした民間事業者による県産材利用の取組を今後も継続して、県産材の利用拡大を図っていきたいと考えております。

（山内会長代行）

所有者不明山林については、知事からも度々発言があり、市町村としても大きな期待

を寄せています。しかし、実際にどこまで検討が進んでいるのか、また将来的にどの程度の効果が期待できるのかについては、十分に見えていない状況であります。

また、バイオコークスのような新たな取組についても、どの部局が主体となって進めているのか分かりにくいと感じています。市町村としては、どこに相談し、どこと連携していけばよいのか分かりやすくしていただけるとありがたいです。

さらに、バイオコークスについては、知事が視察された施設を中心に事業が進められており、地元自治体としても企業支援や用地の面で協力しています。しかし、将来的に事業が大規模化した場合、地元企業が主体となるのか、大手企業が参入する形となるのかなど、方向性が見えにくい部分もあります。

所有者不明山林問題やバイオコークス事業のような将来性のある取組については、進捗状況や方向性を適宜市町村にも共有していただけるとありがたいです。

次に、川上と川下の交流について、現在、企業による森林整備として、「〇〇の森」といった植林活動が各地で行われていますが、その多くは企業の社会貢献活動として実施されています。一方で、地域にとってどのような効果やメリットがあるのかという視点も重要であります。

先日、北方町の小学生を下呂市小坂地区へ招き、森林を学ぶ機会を設けました。このような取組をさらに発展させ、森林環境譲与税も活用しながら、県内の都市部と中山間地域との交流をもっと進められないかと考えています。

例えば、水源地との関わりを持つ自治体の子どもたちや住民が山村地域を訪れ、森林学習や植林活動に参加するような取組でありますが、飛騨地域などの中山間地域に多くの人が訪れることで、森林への理解促進だけでなく、地域経済への波及効果も期待できるのではないかと考えます。

また、沿道伐採について、近年は、県道や国道沿いまで樹木が繁茂し、倒木や獣害、火災などのリスクが高まっています。そのため、下呂市では森林環境譲与税を活用し、毎年約 3,000 万円を投じて沿道伐採を実施しています。

実際に沿道の樹木を整理すると景観が大きく改善され、また、獣害対策や防災対策の面でも一定の効果が期待できると思います。

しかし、一度整備しても竹などが再び繁茂し、維持管理の課題が生じており、行政としては、森林整備だけでなく、道路沿線や集落周辺の維持管理にも継続的な費用を要しているのが実情です。

最後に、針広混交林について、観光地という立場から見ると、広葉樹を活用した四季の変化が感じられる景観づくりには大きな魅力があります。一方で、針広混交林化については、その目的や期待される効果が十分に理解できているとは言い難いです。何のために針広混交林化を進めるのか、具体的にどのような効果が期待されるのかについて、一般の人にも分かりやすく説明していただけるとありがたいです。

以上について、意見として述べさせてもらいます。

（中原会長）

第４期計画の目標達成率を見ると、造林や間伐が低調であり、その要因として労務不足が挙げられています。今後はさらなる人口減少が見込まれることから、林業がままならぬ状況に突入していくことを危惧しています。

賃金水準や労働災害リスクなどの面から、林業を就業先として選択する人が限られている現状を踏まえ、林業が選ばれる仕事となるよう、労働安全衛生の向上や生活保障の充実などについて、行政が支援策や制度のあり方を真剣に検討していただきたいと思います。

（大西委員）

「ぎふ木育」の推進に関して、サテライト施設との連携強化が施策として掲げられていますが、今後、郡上市では「ぐじょう木遊館」の開館が予定されていると承知しています。

その運営状況について、開館時点では木育指導員が配置されない形でスタートする予定とのことであると伺いました。

郡上市では、岐阜県の木育の考え方を理解し実践できる木育指導員の育成に取り組んでいると聞いているため、県としても指導員の派遣や人材育成面での支援をお願いしたいです。

木遊館は、単に木のおもちゃで遊ぶ屋内施設として終わるのではなく、森林資源や林業への理解につながる学びの場となることが重要です。そのため、サテライト施設に対し、県からも運営面やプログラム内容について積極的に指導・助言を行っていただけるとありがたいです。

次に、林業事業体への安全管理に関する労働基準監督署の点検を受けた際、各種書類の整備状況について確認が行われました。

その際、広島県が作成したチェーンソー点検チェックリストなど、多くの様式やテンプレートが示されており、それらを参考にしながら書類を作成している状況ですが、岐阜県においても、安全管理や労働災害防止に関する標準的な様式や参考資料を作成・提供していただけると現場は大変助かります。

（事務局）※深見森林活用推進課長

「ぎふ木育」については、単に木のおもちゃに触れたり遊んだりすることにとどまらず、岐阜県の森や木について学び、それらが育んできた文化への理解を深めていただくことを目的としております。そして将来的には、森や木に関わる課題に対し、それぞれの立場で責任ある行動をとることができる人材を育てることを目標としております。

そのため、木遊館の施設運営においては、木育の理念や意義を十分に理解し、来館者

へ適切に伝えることができる人材の存在が非常に重要であると考えております。
なお、サテライト施設については、市町村や民間団体が運営する施設ではありますが、ぎふ木遊館や他のサテライト施設のスタッフとともに木育施設連携会議を開催し、運営ノウハウの共有や先行施設からの助言などを行っております。
また、施設の立ち上げ段階から伴走型で支援を行い、運営状況を把握しながら必要な助言や支援を実施しているところであります。

（事務局）※正村林業改革室長
安全管理や労働災害防止に関するチェックリストについては、広島県の事例を参考にしながら、情報提供を行えるよう検討してまいります。

（中原会長）
それでは、その他にご意見も無いようですので、本日の議事を閉じさせていただきます。委員の皆様には、長時間にわたり、誠にありがとうございました。それでは、会議の進行を事務局へお返しします。

（事務局）
中原会長におかれましては、円滑な議事進行に努めていただき、誠にありがとうございました。委員の皆様には、長時間にわたり、また、貴重なご意見、ご提言を賜り、誠にありがとうございました。本日の議事録は事務局にて作成後、皆様にご確認いただいたうえ、本日指名いただいた議事録署名者の荻巣委員に署名をいただきます。
その後、改めて議事録の確定版を皆様に送付させていただき、県のホームページで公表いたします。これをもちまして、本日の審議会を終わります。

１５時５０分閉会